

向日町競輪場開催業務募集要領

1 事業の趣旨・目的

京都府では、民間活力の導入により、売上の向上と競輪場開催業務の効率化を図るため、令和2年度から5カ年の競輪場開催業務を包括的に委託することとした。そこで、その受託事業者を募集し、民間事業者の視点からの創意工夫を生かした斬新な提案を求めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 向日町競輪場開催業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託上限額

令和2年度から令和6年度までの各年度の委託料は、車券売上収入（委託場外、電話投票等を含む）に本場開催にあつては下記アに定める率を、場外開催にあつてはイに定める率を、それぞれ乗じて得た額（消費税額及び地方消費税を含む）を上限とする。

ア 本場開催		3.68%
イ 場外開催	特別競輪（GP、GI）	8.30%
	特別競輪（GII）	11.90%
	記念競輪及びトラック支援競輪（GIII）	12.80%
	近畿管内FI	14.58%
	近畿管外FI	14.31%

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員（法第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。
- (7) 自転車競技法（昭和23年法律第209号）、競馬法（昭和23年法律第158号）、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第185条から第187条まで、第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。
- (8) 法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前三号に該当する者がいないこと。
- (9) 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (11) 警備業法第4条の規定に基づく警備業の認定を都道府県公安委員会から受けていること。ただし、警備業の認定を受けていない者は、警備業の認定を受けている者と共同事業体を構成して応募することができる。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒617-0002 京都府向日市寺戸町西ノ段5
京都府自転車競技事務所
電話 075-921-0321 FAX 075-921-0335
メールアドレス jitensha@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和元年10月25日（金）～令和元年11月25日（月）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：

- ・参加表明書及び関係書類 令和元年11月25日（月） 午後5時必着

・企画提案書 令和元年12月2日(月) //

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

5 説明会等

(1) 事前説明会

・日時：令和元年11月5日(火) 午後1時30分～午後4時

・場所：京都府自転車競技事務所

(2) 現地説明会

・日時：令和元年11月7日(木) 午前10時30分～午後5時の間の1時間程度

・場所：京都府自転車競技事務所

(3) 申込方法：事前説明会及び現地説明会に参加を希望する者は参加申込書(様式任意：会社名、連絡先、出席者名)を作成し、4(1)に提出すること。(FAX可、ただし着信確認の電話を行うこと。)

(4) 説明会等への申込期限：令和元年11月1日(金) 午後5時まで

6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和元年11月12日(火) 午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「向日町競輪場開催業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日：令和元年11月19日(火)

(5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」を参照すること。

ア 参加表明書(別紙様式1)

イ 企画提案書

ウ 京都府税の滞納がないことの証明(別紙様式2)

エ 消費税及び地方消費税の納税証明

※ウ及びエについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

オ 応募者に関する調書兼同意書(別紙様式3)

カ 使用印鑑届(別紙様式4)

キ 共同企業体で参加の場合は、以下の書類を添付のこと。

(ア) 共同企業体届出書兼委任状(別紙様式5)

(イ) 共同企業体協定書

ク 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

(ア) 法人登記簿謄本(1部) ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

- (イ) 法人定款
- (ウ) 損益計算書（過去3年分）
- (エ) 貸借対照表（過去3年分）
- ケ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - (ア) 団体の規約
 - (イ) 役員一覧
- (2) 企画提案書の作成方法
 - 企画提案仕様書のとおり。
 - なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (3) 提出された応募書類の取扱い
 - ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - イ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - オ 企画提案書等に著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

- (1) 評価基準
 - 別紙「評価基準」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
 - 企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施することとし、詳細については、別途通知する。
- (3) 評価方法
 - 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。
- (4) 候補者の選定方法
 - ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
 - イ アに関わらず、総合点が90点未満の場合は、候補者として選定しない。
- (5) その他
 - 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 企画提案書の「価格に関する項目」に関する、以下の条件に違反した場合
 - (ア)「最低保証額」が下限額に満たない場合
 - (イ)「本場開催経費の率」が委託上限率（100分の3.68）を超える場合
 - (ウ)「場外開催経費の率（受託率）」が各委託上限率を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、京都府自転車競技事務所において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 8(4)アにより選定された候補者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (3) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (4) 企画提案書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。